

く所がある。これは彼の浄土思想の弱さからくる空也像把握の不正確さによるものかも知れない。このような欠があつたにしても「空也諫」は、云わばこの期念仏思想を抱く知識人の所産であつたのである。後年、保胤が彼自身の内なる要請にしたがつて往生伝を著わすにあたつて、かつて彼等自身の所産であつた「空也諫」が先ず念頭に浮んでくるのは当然のことであつたろう。その際、往生者の伝としての内容、体裁と簡明な記述を必要とした保胤にとつて、為憲の文の書き替は余儀ないものであつた。このような経緯で「空也諫」の参照、抜粋がなされたのではなからうか。

空也に関する根本史料として挙げられた「空也諫」と「日本往生極楽記弘也伝」の二つは右のように、後者の保胤の讃を除いた部分は、実は前者に包含されたものなのであり、この点から空也研究の根本史料は為憲の「空也諫」が唯一と云うことになる。ただこう云つても注意しなければならぬのは保胤の讃部の持つ意義で、この部分こそ空也の教えに共鳴した保胤の空也観を示す重要な史料であり、また空也像の適確な描写でもあることである。

釈慶政略伝 (一)

九条良経の男、光明峯寺関白道家の兄。文治五年^{一一八九}誕生、幼時の事故により不具となり仏門に入つたという。文永五年^{一一八三}十月六日入寂、時に八十歳。猪熊本比良山人靈託記^{勘注}。九条本金堂本仏修治記^{勘注}。書等

証(又は勝・照)月房と号し、園城寺の僧で三井の密行をうけ^{三井統燈寺伝法灌頂血脈等}、かねて東密をも伝えたりしい^{東寺真言血脈}。建保頃^{建保七(一一二五)以前}以下

宋、福州版「大方広仏華嚴經」^{書陵部藏}以下の諸經典・仏像等を招来した。そのうち山城国西山松尾に草庵を結び、法隆寺舍利殿の造営^{建保七・二}など

堂塔の修治に力をつくし、晩年法華山寺等を創立した。

「比良山人靈託」・「漂到流球国記」・「関寺観音堂縁起並笠置寺事」^{書陵部藏}

九条家本「証月上人渡唐日記」^佚書等の著書があり、また「閑居の友」の著者にも擬せられ、そのほか往生伝・諸寺縁起類等の書写が知られている。

また九条嫡流の出自のためか法友歌友甚だ多く、九条道家・教実の二代は勿論、時の権門との贈答が多い。歌は続古今集以下の勅撰集に十九首、また万代・秋風・夫木の各私撰集に十一首を数えている。釈門歌人ともいふべきであろう。

〔猪熊比良山人靈託記〕^(道家) 勘注

証月上人ノ名、峯殿兄ナリ、乳子取落ニ依テ背骨出ル故ニ釈門ニ入ル、一音院法華山寺字峯ノ堂等ノ祖師^(道家)

〔書陵部本〕大方広仏華嚴經〔版心〕
日本国僧慶捨、日本国僧慶政捨

九条家本慶政筆奥書集

〔法華山寺縁起〕

(安貞元)
丁亥歳八月十一日 砂門福聚金剛

(七八頁へ続く)

10 十一一六 (四一五) 十二月 日
に一一五 年未詳 七月廿八日 丹波大山庄市井谷百姓等申状
に一一六 八月五日
に一一七 八月十二日
に一一八 九月十五日

11 稻毛修理亮が再び代官となつた支証は数々あるが、
ノ三四一四〇 正長二年 丹波大山庄百姓對「稻毛入道」請文案などもの一つである。

12 註11

13 に一四一 正長元年 九月十七日 土屋宗玄契約状案

14 に一七二 年未詳 則宗書状

15 オ一一二五 永徳二年七月五日 権律師大山庄所務職請文等。

16 例えば に一五九 永享五年 丹波大山庄寛用違目事書案に

「……五分一代官得分事……当年荒分……を後に立て以前五分一ヲ除之間、公平無之、以三荒混河成不作損亡等之□□官分可引之……」
とある。

17 註16

18 註16

20 十一二〇 文明十四年五月廿七日 丹波大山庄領家方大方分代官職

請文

21 代官請負制と請切制では庄園領主権力の在地浸透度において決定的に段階の差があると思う。前者においては、現実はいかにあろうとも、代官はあくまで庄園領主の現地所務機関たる性格を持つが、後者はこうした代官の性格を一応止揚している。即ち独自の方法で庄民を支配する可能性が開けたわけである。支配方式に関しては庄園領主から一切干渉を受けないのであり、定められた年貢(公用錢)を懈怠なく納めればよかったのである。

22 請切高は二十貫文であるが、現に納めるのは十貫文程度であつた。

釈慶政略伝

(二)

(五五頁より続く)

〔楞嚴院廿五三昧過去帳長和二年七月十八日始記〕

寛喜二年秋八月十日夜書寫之了、近日毎夜「染筆、或以後夜鍾為限、随分至志、押眠無何」哀傷甚多、仍故以書之、抑此記作者、可尋之矣」或云、源信僧都述云々、源信逝去之後、覺超僧都「書統之、覺超他界之後、無人于統之云々、相似沙門」慶政敬以記之

〔当麻寺流記〕

宰相中将入道以自筆被書送之、彼狀云、於御草「庵可被清書者云々慶政記之

〔比良山古人靈託〕慶政作

延応元年五月十一日御不例、同十九日關千日「護摩、參向矣、自同

廿三日參住至于同廿八日」其間三ケ度靈託云々、已上九ケ日參住也」

事外御滅之間、此書輒不可令見人之由」被仰、仍不可出窓外之由令申了一本進將軍家了

〔卷末〕

延応元年五月廿三日參住法性寺殿至同廿八日」其間三ケ度龍向此靈託所、或時ハ子丑時、或「時ハ寅時マテ問答ス、其間人々心操当来」果報等略之了」沙門慶政記

比良山古人靈告草案也

〔漂到流球国記〕慶政作

于時寛元二年九月廿八日夜」於燈下依船頭并一兩同法説粗以記之

〔振鈴寺縁起〕慶政作

歳次丙午正月八日粗以記之

〔関寺観音堂縁起〕慶政作

建長」五年三月十八日記之

〔笠置寺事〕

秋夜寅刻於燈下以笠置本「馳筆了
解脱上人筆也」空阿弥陀佛房所持来矣」沙門慶政記之(一三頁)

釈慶政略伝

〔三〕

(七八頁より終)

〔大師御作靈像日記〕

(建長五年二月)
同年同月廿八日弟子慶政年憚記置之

(三井寺興乘院等事案(圓力))
〔興乘院并一切経律□房等事〕慶政作

建長八年五月十八日弟子相似砂門慶政敬白

〔高野三股記〕

正嘉二年戊午歲三月十五日奉拝見此三股即書寫之、此記昔御室御筆也、以檀香折帛被書之、其三股長一尺二寸不知何金、不似普通金銅等也」其内虚敷、輕從勢分者也、故御室常被仰出云、近日有誑或僧稱此三股持一杵而云、從修明門女院伝給此三股之□云々、且便宜之時可被尋申 女院云々、今親拝之」宿縁尤可悦矣、此箱被入加如意宝珠并不空三藏御筆ノ入ル経袋也、宝珠文袋□皆以錦縫籠之云々、不能開之、三藏御筆之袋亦被縫籠之、不及披見也、黒漆箱被」入之、重々皆有御室御封也

〔金堂本佛修治記〕慶政作

文永四年十月十八日」入寺奉安置假金堂已畢、相似沙門慶政生年七十九歳」敬以記之

〔世尊寺縁起〕

以善願令書寫之了」并交点了」法花山寺本也」作者可尋之 慶政
(太子思禪師生滅等)
〔佛竜寺記文〕

弟子有宿縁、從式乾門女院拝領」佛竜寺了、仍書寫之、六ヶ庄者何等」所乎、根本大師者誰師乎

〔諸山縁起〕

已上如本寫了、慶政本」
已上行蓮公源少納言信実孫 令書寫之了、」但文字尤不審須請他本交勘之耳」 慶政本